

## 事業の概要及び委員会スケジュール

### 1. 本事業の概要及び本委員会の目的

あま市（以下「市」という。）の学校給食センター3施設（七宝学校給食センター・美和学校給食センター・甚目寺学校給食センター）において、いずれの学校給食センターについても開設から40年程度が経過し、老朽化が進行していることから早急な整備を要している状況である。また、平成20年には「学校給食法」の改正により、「学校給食衛生管理基準\*1」に従った衛生管理が望ましいと法的に位置付けられたことから、適切な衛生管理の徹底が求められているが、市の学校給食センターは整備時期が古いため「学校給食衛生管理基準」に従った調理作業が困難な状況である。

そのため、市では安全安心でおいしい給食を安定的に提供するとともに、省エネルギーで稼働できる施設及び食育推進に対応できる施設整備・運営を目指し、3施設を集約して1施設とする新学校給食センターを整備（以下「新センター」という。）することとし、市の全公立小中学校・保育園に給食を提供することとした。

本委員会では、新センターの運営方式について、どのような方式が市にとって望ましいか検討することを目的とする。

（平成29年5月現在）

項目	七宝学校給食センター	美和学校給食センター	甚目寺学校給食センター
1日の調理食数	2,007食程度	2,261食程度	5,077食程度
運営方式	直営方式	民間委託	直営方式

\*1 学校給食衛生管理基準とは、平成20年に改正された学校給食法第9条第1項の規定にもとづき、平成21年4月1日に施行された学校給食等における衛生管理の基準を定めたもので、同法第9条第2項において、「学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする」と位置づけられている。

### 2. 新センターの運営方針

#### (1) 安全安心でおいしい給食の提供

ア 安全で安心な給食を確実に提供するため、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）の考え方に基づく「学校給食衛生管理基準」等に適合した施設運営を行う。

イ おいしい給食を安定的に提供するため、効率的に調理できる施設運営を行う。

ウ 調理後から2時間喫食を遵守した配送が可能となる施設運営を行う。

#### (2) 作業環境の改善

ア 食品搬入から給食搬出の一連作業で人及び食品等の動線が煩雑化しない施設運営を行う。

イ 調理従事者等のヘルスケアに配慮した施設運営を行う。

#### (3) 環境負荷の低減・コストの縮減に配慮された施設運営

ア エネルギーを大量に使用する学校給食センターの特性を踏まえ、エネルギー使用量の削減、二酸化炭素の排出抑制及び太陽光等の自然エネルギーの活用など、環境負荷を低減できる

施設運営を行う。

イ 小中学校の長期休業期間中等、園児給食の調理のみを実施する際には、可能な限り光熱水費を節約して園児給食が提供できるよう配慮した施設運営を行う。

ウ 給食の質を確保し、かつコストの縮減された施設運営を行う。

#### (4) 学校給食における食育の推進

ア 食育推進や地産地消の拠点として活用できる施設運営を行う。

イ 学校給食における食品の安全確保、栄養バランスや地産地消を考慮した献立について学習できる施設運営を行う。

#### (5) アレルギー対応食の提供

ア アレルギー対応食（最大 200 食/日）を可能な範囲で個別に提供できる施設運営を行う。

### 3. 事業スキーム

#### (1) 運営の事業方式

運営の事業方式は、市が直接調理員等を雇用し、給食の調理・洗浄等業務を行う方式（以下「直営方式」という。）、または給食の調理・洗浄等業務を民間事業者へ委託する方式（以下「民間委託」という。）のいずれかの導入が考えられる。

#### (2) 事業スケジュール

事業スケジュールは以下の通り予定している。

日程	内容
平成 29 年 10 月～平成 31 年 6 月	施設整備期間
平成 30 年度	運営準備* 2
平成 31 年 7 月～平成 31 年 8 月	開業準備期間
平成 31 年 9 月～	施設供用開始

\* 2 直営方式の場合は、調理員雇用等の運営準備。

民間委託の場合は、事業者の選定及び事業者の運営準備。

### 4. 委員会スケジュール

#### (1) 第 1 回委員会（平成 29 年 9 月 28 日）

ア 事業概要及び委員会スケジュール

イ 運営方式について

#### (2) 第 2 回委員会（平成 29 年 10 月 23 日）

ア メリット・デメリットの検証について

イ 運営方式に係る概算費用について

ウ 運営方式に係る意見交換について

#### (3) 第 3 回委員会（平成 30 年 1 月 9 日）

ア 意見のまとめについて

## 5. 位置図

